

スティーブン・J・A・ウォードのジャーナリズム倫理学 —客観性と党派性を中心として—

塚本 晴二 朗*

はじめに

ウォードの2019年の著作 *Ethical Journalism in a Populist Age : The Democratically Engaged Journalist*, の裏表紙には、メディアやジャーナリズムの倫理学の領域では、既にレジェンドといえる存在になっている、クリフォード・G・クリスチャンズの短評が載っている。そこには、文章的正确さと理論的優雅さを備えている本書は、リップマンの『世論』と「同等」の古典的なものになるだろう、と書いてある。⁽¹⁾ ウォードは今やこの領域のトップランナーであることが、伝わってくる。

ウォードが注目されたのは、2004年に刊行され、カナダ人文科学・社会科学連盟 (Canadian Federation for the Humanities and Social Sciences) のハロルド・アダムズ・イニス賞 (the Harold Adams Innis Prize) を受賞した *The Invention of Journalism Ethics: The Path to Objectivity and Beyond*, ⁽²⁾ が切っ掛けといいいい。同書ではまず第1章で、社会的協働のための行為指針となる規則を提案する人間の行為、と倫理学を定義し、第2章と第3章では、西洋の文化とジャーナリズムの歴史における主な規範としての、客観性の起源と意味を探究する。第4章から第8章では、ジャーナリズムの客観性の進化に重点を置いた、4世紀にわたるジャーナリズム倫理学の歴史を追跡する。それに加えて、第8章は「プラグマティックな客観性 (Pragmatic Objectivity)」という、ウォード独自の概念を提示し、客観性に関するこれまでの不適切な概念を置き換えるべきである、ということ提案する。

つまり、これまでのジャーナリズム倫理学を批判し、新しいジャーナリズム倫理学の提案をする、というのが趣旨だが、その中心をなすのがプラグマティックな客観性という概念である。

次に彼の代表的な著作としてあげられるのが、2015年に刊行された *Radical Media Ethics: A Global Approach*, ⁽³⁾ である。これは九つの章に、独自の倫理綱領案を加えたものからなっている。第1章と第2章で改めて倫理学とは何かを確認した後、第3章で前提となる絶対的な必要性とか、人間の行為の評価の不変の原理というようなものを拒否し、倫理学を新しい状況に常に反応するように、諸価値に対して一貫して進化する解釈、と考えるラジカル倫理学という独自の概念を提示する。第4章では、このラジカル倫理学をメディア倫理学にあてはめた、ラジカル・メディア倫理学の意味づけを行う。ここで話を転じて、第5章ではジャーナリズムの定義づけを行い、「制度的実践 (Institutional Practice)」という位置づけを行う。第4章と第5章を踏まえ第6章では、ジャーナリズムが社会的・制度的実践であるという事実は、ジャーナリズム倫理学が個々の個人的価値ではな

*つかもと せいじろう 日本大学法学部新聞学科 教授

く、実践全体の原理に一致させるべきものである、という自らの考えを展開する。第7章では、ジャーナリズムがデモクラシーのためのものであり、デモクラシーのためのジャーナリズムの多くの形態を支える、政治原理について述べる。第8章では、デジタル化の時代のメディア倫理学の究極の目的が、世界中の人間の繁栄を促進する、グローバルで、コスモポリタンなものであるべきということを主張する。第9章では、グローバルなメディア倫理学がジャーナリズムの支配的な規範的解釈になるであろうことを展望し、最後にそのための倫理綱領案を提示して終わる。

デジタル化はコミュニケーションの状況を変革的に変えた。専門職としてのジャーナリストではない誰もが、送り手として情報発信できるようになった。しかもそれが国境を越えて可能になった。そのような時代に、絶対的な前提というようなものが必要な倫理学は相応しくないとして、これまでのメディア倫理学を批判しラジカル・メディア倫理学を提唱する。一方で、ジャーナリズムという営みは、制度的実践と位置づけられるべきものであって、専門職としてのジャーナリストでないからといって、倫理学を無視していいということにはならないと主張し、すべての情報発信者に向けたグローバルな視点を踏まえた倫理綱領を提示するというわけである。

そして最初にあげた *Ethical Journalism in a Populist Age : The Democratically Engaged Journalist*, が、2019年に刊行される。まず第1章で問題意識を明確にした後に、第2章において、ポピュリズムの歴史とそれがどのようにジャーナリズムの歴史と絡み合ってきたか、について述べている。この歴史が、第3章でのポピュリズムと過激なポピュリズムの定義等に繋がる。第4章では、デモクラシーに関与するものとしてジャーナリズムを再定義し、ジャーナリズムを危険なポピュリストのためのリトマス試験と規定する。第5章と第6章では、過激なポピュリストを報道するための実践的指針とヘイト・スピーチ、過激なポピュリズム、フェイク・ニュース、ジャーナリズムの客観性の役割等のような、ジャーナリズム倫理学の今日的争点をあげている。

本論は、以上のようなウォードのジャーナリズム倫理学の中でも、客観性と党派性に関わる考え方の構造について、考察を加えようとするものである。

1. ウォードの倫理学的前提—「契約的自然主義 (Contractual Naturalism)」—

クリスチャンズは、グローバルな道徳的普遍性のモデルとなりうるものとして、五つの倫理学理論をあげるが、その五つの理論の中にウォードの契約的自然主義⁽⁴⁾を含めている。これは、ウォードの考え方の基本をなすものである。

社会過程の倫理学に最もよく調和する存在論として、ウォードは自然主義的で進化論的なものが最良であるとする。ウォードによれば、自然主義は自然、生命、社会等についての理論であって、我々を主導する最も信頼できる自然理論に基づいた、倫理学的存在論を要求する。社会等についての主導的で最も信頼できる理論とは、自然主義的で科学的な世界観を定義する、広範な理解に関する諸理論である。特定のものに関する理論ではなく、非形而上学的な、あるいは自然主義的な探究から生じる全般的な世界観についてのものである。このような理論の元となるものは、物理学的なものであり、無目的で無意識的な力や、原子よりも小さな粒子等から構成されるものである。宇宙はビッグバンから物理学的に進化し、やがてその過程は、拡張する宇宙の中の多くのもののの中の一つとして、我々の惑星を創造した。その地球上の生命とすべての生物学的な種は、何らかの超越的

な神性や先行する意志が介在しない、ダーウィンの自然選択の過程を通じて進化してきた。社会というものは、他の種と同様に生物学的な種である人類の進化から生じた。しかし進化はまた意識、意図、理性、言語等のような人間独自の能力をも与えた。神経科学を含む自然科学や生物科学は、社会や倫理学に関する進化の理論のための事実を供給する。自然科学、生物学、人間社会、倫理学等に関する諸理論のための存在論は、相互に組み込まれているのである。こうした理論は広範囲のものを要求する一方で、倫理学的存在論の構造の制約もする。その一つが精神と身体の存在論的二元論の拒否である。我々は精神的なもの、身体的なもの、社会的なもの、規範的なもの等のそれぞれによって、異なる現実を仮定することを避けるべきである。我々は一つの世界の中で、どのように動き、生き、話し、考え、そして倫理学的に評価するのかを説明する必要がある。自然主義的存在論は、人間と人間社会のいくつかの自然主義的な特徴の中に、規範性の根源を見出さなければならない。自然主義的存在論は、神からの命令というような、権威的な規範に属す宗教的な理論を排除する⁽⁵⁾。

ウォードは、自身の自然主義存在論が契約主義と呼ばれる倫理学理論を支持する、としている。ここでいう契約主義とは歴史的に、ホブズ、ロック、ルソー、カント等の社会契約説に由来するもので、今日では、ジョン・ロールズの著作等に見出されるものである。ウォードによれば、契約主義にとっての倫理学的推論の目的は、公正公平な協働の原理に関する合意に達することである。いかなる社会の領域においても、「正当」「義務」「誤り」等であるということは、道理に適った協働の枠組みを定義しようとする原理によって決定される。社会道徳とは道理に適った合意である。それゆえ契約主義とは、既存の原理の道徳性の確認ではない。道徳的合意とは、何かが達成されることである。自然主義的存在論は、合意が社会でどのように生じて、どのように効力を持つのかを、進化論的枠組みを通じて説明する。ウォードは契約主義を、自然主義倫理学を記述する一つの方法、としている⁽⁶⁾。

ウォードは、絶対的あるいは特権的な倫理学理論の存在を認めない。契約的自然主義の立場から、善・悪、正・誤といった倫理学的判断は、社会的な合意に基づくのである。これがウォードの基本的な立場であり、ジャーナリズム倫理学の基盤でもある。

2. ウォードの問題意識—デジタル化とポピュリズムを中心として—

ウォードの問題意識の中でも、デジタル化による公共圏の汚染は極めて深刻なものである。それによって、デモクラシーが腐食し始めており、ジャーナリストはそのことについて何かできるし、しなければならない、と考えるからである。

ウォードが考えるジャーナリズムとは、デモクラシーのための熟練を要する専門職である。デモクラシーに反するいかなるものにも、対抗すべきものである。ところが、今や当のデモクラシーの方が腐食し始めている。社会の成員が共通善を求めて熟議するというデモクラシーの理想は、政治の主流ではなくなっており、西洋諸国の間でも、寛容、妥協、対話、客観性等というようなものが、デモクラシーの規範としての力を失いつつある。過激で不寛容なポピュリストが多数派を占め、それに反対する社会の成員を非愛国者呼ばわりして退けている。これがウォードの現状認識である。ウォードによれば、三つの主要因が、多くの部分で、昨今の混乱を作り出してきた。そ

れは①グローバルな公共圏の出現、②過激なポピュリズムの出現とその政治の主流への浸透、③虚偽情報、分裂、憎悪等を拡散するために使用されうる情報技術の出現である。デジタル革命の申し子であるソーシャル・メディア等は、創造的メディアとされてきた。しかし虚偽から真実を識別できず、公共圏を汚染する元凶となってしまった。社会の成員への情報はまさにデモクラシーの血液であるが、それを循環させる血管は、虚偽情報、陰謀論、過激なイデオロギー等によって汚染されている、とウォードはいうのである。⁽⁷⁾

ウォードは、1900年代の初めから今日までに、デモクラシーの夢と呼んだものが悪夢となった、とする。その夢とは、マス・メディアがデモクラシーに寄与することであった。正確で客観的な情報を社会の成員に伝え、熟議に役立てることであった。マス・メディアが伝えるニュースは、社会の成員が合理的決定を形成し最良の政策に賛同するのを助けるものであった。このような理想が、初期のジャーナリズム倫理綱領に通じる、デモクラシーのためのジャーナリズムというイデオロギー構築に大きな役割を演じた。このイデオロギーとは、専門職業人としてのジャーナリストが、客観報道をして社会の成員の合理的な判断や議論を可能にし、合理的公共圏を形成する、というものである。ジャーナリズム倫理学も、デモクラシーの夢に基づいていた。この夢は、第2次世界大戦後の経済成長に引き継がれ、1900年代初めのマス・デモクラシーとマス・メディアの発展を特徴づけたのである。もちろん、それは夢であり、理想であった。しかし社会の成員が諸争点に関して合理的で、情報に基づく、公正な判断をすることができるし、しようとするという仮定は、デモクラシーの信念そのものを掘り崩すことなしには、退けられないはずであった。⁽⁸⁾

ところが、アメリカ大統領選挙にみられる、広告技術を駆使しての選挙キャンペーンやFOXニュース等の放送局にみられる、党派性の強い放送の商業的成功等が、デモクラシーの前提を蝕み始める。同時に、オンライン・メディアの登場は、噂やヘイト・スピーチ等を公然化することとなった。1900年代終盤には、この二つの流れが、公共圏の様相を大きく変えることとなった。社会の成員間に政治的な分断が起こり、合理的な熟議というような考えは、時代遅れのようになった。デモクラシーの夢は、社会の成員の対話の場が交戦地帯となる悪夢に変わった、とウォードはとらえているのである。⁽⁹⁾

ウォードによれば、この悪夢の大きな原因は、当初肯定的に迎えられたものであった。それは、インターネットに基づくデジタル・メディアの発展であった。これにより、誰もが情報の送り手として、メディアにアクセス可能となった。寡占的なマス・メディアによる情報操作を終わらせるものとして、称賛され、メディアのデモクラシー化とも評された。しかし、近年デジタル・メディアの否定的で醜い側面が目立ち始めているとし、ウォードはデモクラシーに反するものでありうる、ということが明らかになったとしている。⁽¹⁰⁾

悪夢と呼んだ状況を、ウォードは次のようにとらえている。デジタル・メディアの発展は、ジャーナリズム的行為を誰もが行えるようにした。自らの意見や思想を広め、賛同を呼びかけるために、ウェブサイト、ブログ、ソーシャル・メディア等を使用して、専門職ジャーナリストと同様のことが行えるようになった。専門職としてのジャーナリストという枠をはるかに超えて、パブリック・コミュニケーションへの参加者が大いに増加したということは、ジャーナリズム的行為ができる人々が、ジャーナリズム倫理学や自らの主張の真偽に、頓着しないかもしれないということの意味する。またこのようなメディアは、人権擁護からその正反対まで、いかなることの促進にも

使用することができる。その上デジタル化した公共圏では、対話において敵意あるアプローチを助長し、経済的、民族的、イデオロギー的等の分断を助長する傾向があることも明らかになってきた。その一方で、政治指導者等は人々に耳触りのいい意見ばかりを広め、そんなものばかりがネット上に溢れている。社会の成員は情報の洪水の中で、メディアの報道にさえも懐疑的になり、自ら確信した意見を持てなくなっている。⁽¹¹⁾

公共圏の汚染に直面して、ウォードの一番の問題は、実践的にはどのように対応すべきなのかということである。ウォードの認識では、アメリカでは常軌を逸した大統領に直面して、ジャーナリストの主流は二つの立場に分かれた。一つは、中立を維持し、ありのままの事実を報道するような基本に戻るべき、とするものである。もう一方は、党派的な反トランプ・メディアが必要である、と考えるものである。ウォードの考えでは、もしジャーナリストが党派的な立場を取れば、過激なポピュリスト等を利するだけである。というのは、過激なポピュリストやその支持者等は、自らの立場に反するニュースを発信するジャーナリストを、フェイク・ニュースの発信者として攻撃する。もし過激なポピュリストに対抗するために、党派的な姿勢をとるジャーナリストが現れれば、反対の立場の者達に、「ジャーナリストはフェイク・ニュースの発信者である」という、証拠を与えることにしかならない、と考えるからである。しかしその一方で、「ありのままの事実ジャーナリズム (Journalism of just the Facts)」では、情報操作をしようとする相手に対しては、受け身過ぎる。汚染された公共圏では、何が事実かの追求は、討論をするようなつもりでいなければならないし、積極的な調査を要求する。このような考えに従って、ウォードは中立的であることと、党派的事実であることとの間の「第3の道 (Third Way)」であるべき、とするのである。⁽¹²⁾

3. 制度的実践

そもそもなぜ、ジャーナリズム的行為は倫理学を踏まえたものでなければならないと、ウォードは考えるのだろうか。

ウォードによれば、ジャーナリズムという活動は、歴史的に、個人的活動から始まって、社会的実践を経て、制度的実践に至るという、異なるレベルを経て展開したものである。ジャーナリズムは、レベルによって異なる性格と異なる倫理的責任を持つものであった。⁽¹³⁾

個人的活動には多くのものがあるが、任意で行われる場合が多い。大概是当人がやりたくてやっているものであって、必然的に他者の利害には関わらない。そのような活動は、重要な公的役割を持たず、公的義務もなく、多くが自身の興味や趣味に含まれるものである。このような活動の中には、印刷物等を配布して何らかの情報を発信するものも含まれる。こうした活動は社会的ではあるけれども、公的責任はない。このような活動の多くでは、参加者はエチケットという一般的なルールや、社会の一般的な道徳に従うことが前提とされるだけで、そのための倫理学領域が設定されるようなものではない。普通であれば、個人的活動に特別な義務や社会的責任を求める特別な倫理は必要ない。常識や礼儀の類いで十分である。つまり17世紀のヨーロッパに定期的なニュース・プレスが出現した時点では、ジャーナリズムは個人的活動に過ぎなかったのである。ジャーナリストという言葉が一定の人々を意味し出すのは、18世紀初頭の欧米においてであった。その頃になると、新聞を刊行するために働くことは、ジャーナリズムを職業とすることであった。ジャーナリズムと

いう活動は、社会で生じ、ジャーナリストが伝えるメッセージは、社会的な出来事についてのものであり、ジャーナリストが雇用されている機関は、社会的な企業体であった。ジャーナリズムが社会的活動であるということは、明らかであった。ジャーナリズムは個人的活動から、社会的活動になったのである。しかしジャーナリズムは、さらに社会的活動以上の社会的実践へと発展したのである。⁽¹⁴⁾

ウォードによれば、実践とは、それ自体の技能、知識、目的、責任等を伴う、組織化された社会的活動である。最もわかりやすい例は専門職である。「(1)専門職は高度な体系的知識や理論をもち、それゆえにまた(2)権威をもち、(3)社会的な特権を認められてきた。同時に専門職は、(4)その権威や特権の代償ないし担保として自ら倫理綱領を定め、自らの行動を厳しく律してきたが、(5)そのことは専門職に特有の文化を生み出すことになる。(6)専門職がその名称を誇ることができるのは、まさに彼らが社会的に重要なサービスを提供するからである」⁽¹⁵⁾というものである。法曹や医師が典型的なものといえる。このような社会的実践には、そのための倫理学領域が設定される。社会的実践は社会の成員に対して大きな影響力を持ち、社会がうまく機能していくために重要なものである。それゆえ、社会的実践に従事する者は、その実践の倫理学を理解しなければならないのである。なぜ専門職の倫理学や倫理綱領が存在するのか、の理由である。ジャーナリズムが専門職と認識される1800年代終盤に、なぜジャーナリズム倫理学が生じたのかも同様である。ジャーナリズムという活動は、倫理綱領でなすべき行為を規定され、ジャーナリズム学部で教育されるものとなったのである。つまりジャーナリズムは、重要な社会的実践になったのである。⁽¹⁶⁾

アメリカ、フランス両革命とそれに続く憲法は、プレス役割と表現の自由の重要性を明確にした。19世紀から20世紀にかけてのプレスの発展は、ジャーナリズムがデモクラシーの制度であるという考えが受け入れられることに繋がった。ジャーナリズムのように、国家の根本的政治構造の一部であると主張できる専門職は、ほとんど存在しなかった。そのためジャーナリズムは「第4階級(Fourth Estate)」⁽¹⁷⁾という政治的な制度である、と考えられるようになった。ジャーナリズムは制度的実践となったのである。⁽¹⁸⁾

ジャーナリズムが制度的実践となると、ジャーナリズム倫理学のための基盤も強化された。ジャーナリズム倫理学は、ジャーナリズムが社会の成員に奉仕しデモクラシーの存続を担保する、ということを確認する倫理学となった。それは社会全体の制度的構造の中に、ジャーナリズム倫理学を位置づけることであった。もしジャーナリズム倫理学が、制度的実践のためのものと位置づけられるならば、ジャーナリズム倫理学は、各ジャーナリストが個人的に理解するものではない。ジャーナリズム倫理学は主観的なものでも個人的なものでもない。ジャーナリズム倫理学は、客観的で社会的なものである。ジャーナリズム倫理学は、個々のジャーナリストのためのものでも、集団としての全ジャーナリストのためのものでもない。ジャーナリズム倫理学は、社会やその成員のためのものである。このようなジャーナリズム倫理学の理解は、ブロガーであろうと、ツイッターのユーザーであろうと、ジャーナリズム的行為に関与する誰もが自由に、自身の特異な倫理学を作り上げたり、全く倫理学にかまわなかったり、できるという考えに反対する。この理解は、真実を述べることや公正であること等のような、ジャーナリズム的行為の指針として、一般的な道徳で十分である、という見解に反対する。市民ジャーナリストの中には、自分たちには一般的な道徳で十分であり、ジャーナリズム倫理学が時代遅れで、関係があるのは専門職ジャーナリストだけ、と主

張する者がいる。しかしジャーナリズムが制度的実践であるならば、一般的な道德原理と、ジャーナリズム的行為の指針となる、ジャーナリズム倫理学特有の規範との両方を必要とすると信じる。⁽¹⁹⁾ ウォードは以上のように主張している。

4. 党派性と「関与 (Engaged)」ジャーナリズム

それでは、ウォードのいう第3の道とはどのようなものなのだろうか。

ウォードは人間の自由、正義、繁栄等に密接に関わるから、「多元的・平等主義的・対話的デモクラシー」は促進すべきデモクラシーである、と考えており、これが大前提となる。⁽²⁰⁾

ウォードによれば、過去において関与ジャーナリズムは、「提言 (Advocacy)」ジャーナリズムと呼ばれるようなものであった。提言ジャーナリズムは、中立的な報道の支持者からは、事実を歪曲したり無視したりする悪いプレスとされる。しかし中立的事実報道であっても、悪用される可能性はあるとして、ウォードは、問題なのは誰のための誰のための関与かである、とする。⁽²¹⁾

何らかのものを擁護したり、促進したりするための報道は提言となりうる。そういう意味では、デモクラシーに関与するジャーナリストは、提言者ということになる。しかしウォードの前提からすれば、多元的・平等主義的・対話的デモクラシーの提言は、重要なジャーナリズムの実践である。ウォードによれば、このようなジャーナリストは、デモクラシーのための「客観的提言者 (Objective Advocates)」なのである。このようなジャーナリストは、共通善のために情報に基づいた公正な提言を実践する。ジャーナリストは事実と称するものの速記者ではなく、事実の貪欲な調査者である。このような提言は、一定の集団やイデオロギーのための党派的な提言とは異なる。情報操作も厭わない極端な党派性とも相容れないものである。多元的・平等主義的・対話的デモクラシーに関与するジャーナリストは、そのために必要な情報基盤として、事件や政策に関する正確で実証的な解釈を供給することを、政治的な目標へ向かうための手段とみなしている。関与ジャーナリズムは、目標とするデモクラシーのための責任という範囲内で、合理的で道理に適った客観的な情報を提供し、熟議につなげようとするのである。⁽²²⁾

関与ジャーナリズムは、実践から「傾倒 (Attachment)」、価値観、感情等を除外できないから、それらに関して妥当な見解を持つ必要がある、とウォードは考える。ジャーナリズムという活動は、価値判断に満ちている。日々のニュースは、勝者・敗者、良い奴・悪い奴等の話でいっぱい、評価的な言語を回避することはできない。ジャーナリストは、価値判断の職人なのである。ジャーナリズム論に必要なものは、価値観や感情を押し殺す方法ではなく、ジャーナリストが遭遇するいろいろな状況で、自身の価値判断や感情を評価する方法である。報道は評価的な言語が含まれている、という理由だけで主観的になるのではない。問題なのはその評価的な言語が論理的に使われているかどうか、事実に基づいているかどうか、合理的に主張されているかどうか、等ということである。また、多元的・平等主義的・対話的デモクラシーに関与するということは、そういうデモクラシーに傾倒するということである。この場合も、傾倒すること自体が問題なのではない。そのジャーナリストの傾倒がどんなもので、どのようにそのジャーナリストの報道に影響を及ぼしているかが問題なのである。関与ジャーナリズムは、一定のデモクラシーのためという首尾一貫した目的で、自らが支持した諸集団や大義に関して報道する限り、倫理的なものなのである。⁽²³⁾

またウォードは、伝統的な専門職モデルよりも、ジャーナリズムにおける感情に関して、肯定的な見解を持っている。専門職業人たるジャーナリストは、常に感情的にならず冷静であるべき、という伝統的な考え方を、ウォードは必ずしも支持していない。不正に反感を持つことは、勇敢なジャーナリストを動機づけることができ、感情移入は、苦境にある人々に注意を払うことを、ジャーナリストに促すことができる。問題はジャーナリストとして持つ感情に、注意深くあることである。一般的に感情を抑えようとすべきではなく、デモクラシーのために重要な記事への情熱と、この情熱を実現しようとする衝動は、正確で実証された記事を生み出す。ウォードは、理性と情熱は協働すると考えるのである。⁽²⁴⁾

5. プラグマティックな客観性

それでは、ウォードは第3の道をどのように実践しようと考えているのだろうか。

一言でいえば客観報道を行うということである。ただし、これまでジャーナリズムに関して語られてきたような客観性を、ウォードは「伝統的客観性 (Traditional Objectivity)」といい、自ら提唱する客観性をプラグマティックな客観性と呼ぶ。

ウォードによると、19世紀になってジャーナリストは、解釈、価値観、見地等が全くない、ありのままに出来事を記録するような状態を、客観性の説明とするようになった。ウォードは、この頃から伝統的客観性が致命的な誤りになった、とする。客観的なジャーナリストとは、受動的な経験に基づいて、事実の記録だけをする者のことであり、伝統的客観性は、ジャーナリストを完全な記録の道具に擬えていた、というのである。そして20世紀を迎える頃には、伝統的客観性は期待できるレベルを遙かに超えた、公平無私や不偏不党という規範を過大視するようになった、とウォードはとらえている。ウォードにとって伝統的客観性とは、報道に受動的な経験に基づくものという誤った性格づけをする、不適當で拒否されるべきものである。また、事実と価値あるいは、事実と解釈という認識的二元論を前提としていて、人間がどのように知り、解釈し、価値づけをするかに関する理解をゆがめるものである。現代のジャーナリズムにとってありのままの事実、という古臭い客観性に妥当性があるかどうかは疑わしい、とウォードは考えるのである。⁽²⁵⁾

以上のような伝統的客観性に代わる、プラグマティックな客観性をウォードは提唱する。ウォードによれば、客観性とは「探究 (Inquiry)」の評価であり、解釈の検証である。

ウォードによれば、探究とは以下のようなものである。探究とは、概念の枠組みを使って諸事象を解釈することである。探究は、それを行う者の理解の枠組みを改めることはできるが、概念の枠組みを超越することは決してできない。探究とは、例えば危険な自然や社会の環境を切り抜けるような場合に、諸現象を探究し、理解し、制御するよう動機づけられる、高度に進化した生物の生来の活動である。理論的知識や実践知等は、探究による結果なのである。探究を行う者とは、受動的な傍観者ではなく積極的な目的主導型の行為者なのである。⁽²⁶⁾

解釈については、ウォードは以下のようなものとしている。解釈するということは、一定の方法で何かを知覚し、理解し、説明することである。簡単にいえば、解釈とは対象がいかなる範疇に位置づけられるか、を説明することである。解釈は、それを行う各自が表現や情報の処理をしたものだから、遍在することになり、いかなる解釈も、より大きな概念の枠組みの一部であることによっ

て意味を獲得するから、全体論的なものとなる。⁽²⁷⁾

ウォードのプラグマティックな客観性という概念は、以下のようなものである。客観性とは、探究がどのような認識でなされたか、の評価である。より正確には、客観性は解釈を検証するための、可謬的で、文脈拘束的で、全体論的な方法である。もしその解釈が、概念の枠組みの中の最も有効な基準に支持されるならば、客観的であると判断される。プラグマティックな客観性は、一般的と領域特定の両方である比較的複雑な構造を持つものとして、より詳細に客観性をとらえている。客観性は、合理的探究のすべての形態に応用できる特徴を持つから、一般的である。客観性は、異なる探究の領域でも異なる方法に客観性の一般的基準を応用できる、という意味で特定のである。例えば、「ジャーナリストと裁判官は、どちらも客観的な判断が求められるべき職業である」といった場合の「客観的」の意味は、同じ意味である。しかしジャーナリストが報道する時に行う客観的判断と、裁判官が裁判の時に行う客観的判断は、同一のものではない。⁽²⁸⁾

ウォードによれば、客観的姿勢には、「開かれた合理性 (Open Rationality)」、「立場の超越 (Partial Transcendence)」、「私心に左右されない真実 (Disinterested Truth)」、「知的な誠実さ (Intellectual Integrity)」という、少なくとも四つがある。客観的な探究を行おうとする者は、開かれた合理性の姿勢をとろうとし、その探究は他者の探究にも開かれている。開かれた合理性は、個人的な立場等を超越して、客観的な探究を促す。ある人が自身の立場を超越するという事は、その人の疑問に関する理解を広め、高め、深めることである。このように開かれた合理性を実践し、立場の超越を達成するには、真実追求のために私心に左右されないという意志を要求する。私心に左右されないということは、中立ではなく、誰かが私利私欲のために探究を歪めたり、争点に予断を持ったりするようなことを許容せず、真実に誠実であるということの意味する。つまり客観的な探究を行おうとする者は、知的に誠実なのである。⁽²⁹⁾

客観的探究を実際に行うには、以上のような客観的姿勢が必要だが、正しく行われるための正しい基準も必要である。ウォードによれば、その基準とは以下のようなものである。いかなる主張や判断を客観的とするかの一般的基準には、三つのタイプがある。第1に「経験的 (Empirical)」基準である。これはある信念が、世間一般の合意をえられるかを検証するものであり、常識的なものと科学的なものがある。常識的なものに関する経験的基準とは、我々の日々の営みの中で偏向のない観察者により行われる、種々の観察に基づく価値観である。科学的なものに関する経験的基準とは、仮説的なものから徐々に正確なものになっていくもので、そのための科学的実験は、厳格で、制御され、数量化でき、反復可能な、数学的に正確である等の基準や方法を満足させたものでなければならない。第2に「首尾一貫性 (Coherence)」の基準である。これはある信念が、世間から信じられている他の信念と、どれほど首尾一貫しているかを評価するものである。既に確立した知識等と首尾一貫しているかを評価する、一貫性や無矛盾の原理というような論理的なルールに含まれるものと、科学的な理論の評価に含まれるものがある。例えばある事象について、観察されていなくても科学的な理論上の仮定が肯定されるのは、経験的証拠や支配的な理論と矛盾しなかったり、首尾一貫しているからである。第3に「合理的議論 (Rational Debate)」の基準である。これは他者の主張を描写することと、自らの主張に他者の精査を受け入れることに、どれほど公正かを検証するものである。客観的信念への到達のためには、その議論におけるすべての合理的な意見が公正に尊重され、議論の過程がすべての成員に開かれたもので、権力的な序列等が熟議をゆがめ

ない、というようなことを重要とする。熟議や批判の規範となるべきものである。⁽³⁰⁾

ジャーナリズムの客観性は、三つの理由からプラグマティックな客観性の一種として再認識することが可能である、とウォードは考える。第1に、プラグマティックな探究の核心的特徴は客観的ジャーナリズムに現れる、とする。プラグマティックな客観性において重要なのは、探究がどのようになされたかである。ジャーナリズムもまさに同様で、どの出来事取材し、どのように報道するのか、ということ自体をジャーナリストが選択する。客観的な探究を行うということと、客観的なジャーナリズムという活動を行うことは、ほぼ同義といえるだろう。第2に、既存の概念とあまり多くの衝突をせずに、報道の客観性を検証する現行の手続きを、プラグマティックな客観性の手続きへと再解釈できる、とする。プラグマティックな客観性の説明は、あくまでも一般的な客観性の説明ではあった。しかし探究と解釈は報道の過程で必ず現れるものであり、プラグマティックな客観性の説明は、そのままジャーナリズムの客観性の説明といえるようなものである。第3に、プラグマティックな客観性は、責任あるジャーナリズムの最良の実践を示すと共に、伝統的客観性の問題を回避するから、ジャーナリズムのための魅力的な選択肢である、とする。プラグマティックな客観性は、ジャーナリズムの客観性に通じるばかりでなく、ウォードが問題視する伝統的客観性を克服するものだから、最良のジャーナリズムに通じるものである、ということになるのである。⁽³¹⁾

そして、ジャーナリズムにおける探究、解釈、客観性の評価については、以下のようにウォードは考えている。

主観や私利私欲は、ジャーナリズムにおける真実追求のための探究を、困難にするものである。加えて、ジャーナリストは締め切り、経営者の影響力、限りある情報源等というような、自らの職業固有の障害にも直面する。また、ジャーナリストは未確認情報や情報操作のような主張の寄せ集めから、最も信頼できそうなものを探し出そうと常に試みている。公式の発表のように、そのまま事実が利用できそうな場合でさえ、ジャーナリストは夥しい事実の解釈に直面する。しかも、しばしばジャーナリストは、批判的に探究するために必要とされる専門的知識を、欠いている場合が多いが、扱う多くの記事は、合意が存在せず論争、偏向、衝突等が取り巻く問題である。以上のような情報環境にあって、健全な公共圏に貢献しようとするジャーナリズムの最良の方法は、プラグマティックな客観性の基準に忠実に従うことである。そのことは、プラグマティックな探究を行う者や全体論的解釈者として、ジャーナリストの概念を見直すことになるのである。ジャーナリストは、受動的な出来事の記録者ではなく、真実指向で探究を行う者と考えられるべきである。報道を含むすべての良きジャーナリズムは、積極的探究である。積極的な探究は追求と解釈、証明と検証、考量と判断、記述と観察等からなる。良きジャーナリストは隠れた事実を暴く調査技能と、複雑な出来事を説明する解釈技能を持つ。すべての探究同様にジャーナリズムの探究は、事実の単なる追求ではない。科学者と同様にジャーナリストは、証拠によって担保された重要な真実を探究するのである。⁽³²⁾

ジャーナリズムにおける真実追求は、出来事の解釈を経て進行する。客観的ニュース報道を含むジャーナリズムのすべての形態は、暗示的あるいは明示的な解釈である。ジャーナリストは、取材対象者の言葉や行為を解釈しているし、見出しをつけることも要約することであり解釈することである。日々のニュースに関する決定は社風、編集方針、メディアの形態等によって影響を及ぼされた、解釈を伴う編集という行為である。ニュースはジャーナリスト、報道機関、読者、社会全般等

の興味に従った、目新しいか、または意義深いと考えられた情報である。ジャーナリストは、ニュースと呼ばれるタイプの情報をやり取りする。自然に世界が、ニュースであるものとそうでないものに、切り分けられるのではない。ジャーナリストが、世界をニュースと非ニュースに分けるのである。ジャーナリズムにおける解釈は全体論的である。ジャーナリストの全体論的解釈とは、ジャーナリストの認知したり感情に訴えたりする能力が、世の中の出来事と遭遇をすることである。ジャーナリストは事実、概念、価値、可能性、推定、知識の背景等をまとめることによって、報道を構築するのである。ジャーナリストはニュースをでっち上げるわけでも、単に記録するだけでもない。自らの概念の枠組みに照らして、自身が体験したことを解釈するのである。観察と理論は相互に影響を及ぼし合うものである。同様に、ジャーナリストの持つ概念は、自身がみたものをどのように解釈するかに影響を及ぼし、対象となる出来事をどのように考えるかを改めたりするのである。ジャーナリストは、情報を選択し編集する。当該情報を文脈で位置づけ、証拠を追求し、含意を考察する。個々の事実を既知の他の事実と比較する。ジャーナリズムは、情報の受動的な記録だけでは十分ではない。ジャーナリズムは積極的な全体論的解釈なのである。⁽³³⁾

ジャーナリストとその報道は、客観性の二つのレベルを満足させる限り、客観的である。第1のレベルは、一般的客観性の要求である。すなわち、報道は経験的基準、首尾一貫性の基準、合理的議論の基準、という三つの一般的基準に従った客観的姿勢によって、構築されなければならない。つまりジャーナリストは、開かれた合理性、立場の超越、私心に左右されない真実、知的な誠実さ、という姿勢をみせているならば客観的である。客観的ジャーナリストは、あらゆる意見を聞くこと、批判から学ぶこと、自らの報道の内容に関して社会の成員に責任を持つこと等の、合理性のための責務を受け入れることによって、探究についての開かれた合理性を実践する。客観的ジャーナリストは、他者の視点に関与することによって、争点に関する自らの現行の理解を省察することで、立場の超越を追求する。客観的ジャーナリストは、自分自身や自らの信念との間に批判的距離を置き、健全な懐疑主義をもって記事にアプローチすることにより、立場の超越を実践する。客観的ジャーナリストは、事実がどこへ導こうとも、記事に予断を差し挟むことを拒み、真実に向けて事実を追跡するならば、私心に左右されない真実へと向かおうとする。私心に左右されないジャーナリストは、真実への情熱を凌駕する私的利害を許容しない。間違いを修正しようとし、記事の間違いを認めようとする、客観的ジャーナリストは、誠実さを自らの仕事の指針とするのである。⁽³⁴⁾

第2のレベルは、ジャーナリズムに特定した三基準を満足させるかである。ジャーナリズムにおける主な経験的基準は、正確性や実証性である。正確性では声明や数字の正確な引用や、正しくわかりやすい言い換えを要求されるし、実証性では、元々の文章等と異なる告発者の主張があった場合、記者は異なった観点からの検証を要求される。質の高いジャーナリズムは、首尾一貫性を検証する。複雑な事象の記事を構築しようとするジャーナリストは、多くの情報源から証拠の首尾一貫性を主に検討する。客観的ジャーナリストは、合理的議論の基準に忠実に従う。自らの報道における見解の多様性や、諸集団の見解を公正に伝えることに注意深くある時、当該ジャーナリストは、合理的議論の基準に従っているのである。⁽³⁵⁾

おわりに

ウォードのいうジャーナリズムの第3の道とは、プラグマティックな客観性を踏まえた、多元的・平等主義的・対話的デモクラシーに関与するジャーナリズムである。客観報道論の部類であり、古典的なジャーナリズム論で再三再四取り組まれてきた範疇である。範疇自体は目新しいものではない。しかし、プラグマティズム倫理学を土台として緻密に積み上げられたウォードの論理は、まさにクリスチャンズが理論的優雅さと形容した通りである。使い古された「食材」に、極めて斬新な「調理法」が加えられたものといえるだろう。特に、数量化等の社会科学的な方法論を偏重しすぎて、正面から規範理論に立ち向かおうとせず、ジャーナリズム論研究が低調な日本では、注目に値するものである。

ただし、関与ジャーナリズムは、ウォードのデモクラシー論が大前提となる。ウォードのデモクラシー論は、ジョン・デューイを中心とする、プラグマティズムに多大な影響を受けているものである。倫理学や政治学等の視点から、議論の余地は大いにあるだろうと思う。しかしながら、抽象的な「禅問答」になりかねない客観報道論に、具体的な指針を示している点で、大いに評価できるのではないだろうか。

プラグマティックな客観性についても、倫理綱領の私案を提示するなどして、具体的な規範を示そうとする姿勢がみられる。単なる理論にとどまらず、実行可能なものを目指しているようだ。この点も高く評価できるだろう。ウォードの示す倫理綱領の妥当性について、多角的な視点からの具体的な事例を踏まえた、さらなる議論は必要だろう。しかし、デモクラシー論も含めて、客観報道論により具体的な論点を提示しているという点だけでも、ウォードのジャーナリズム倫理学研究は、高く評価されるべきであると思う。

ウォードが提示した概念で、忘れてならないのは、制度的実践という概念である。クリスチャンズを筆頭に、これまでのジャーナリズム倫理学研究は、影響の大小や、肯定的か否定的かの立場の違いはあるにせよ、社会的責任論の流れを汲んだものが主流であった。その例外とまではいえないが、ウォードのジャーナリズム倫理学は、ジャーナリズムを制度的実践と位置づけるところにその特色がある。社会的責任論は、マス・メディアの影響力の大きさが前提であった。特に送り手としてマス・メディアにアクセスできる者が、非常に限られている、ということが基本であった。デジタル化によって、誰もが情報の送り手になれるようになった。ジャーナリズム的な行為は、専門職としてのジャーナリストでなくても、行えるようになった。もちろん誰もが、歴史ある新聞社や放送局のジャーナリストと対等のことのできるわけではないが、少なくともプレス自由委員会が報告書を出した時の状況とは、大きく異なっている。なぜ医師や法曹と同じような専門職としての倫理学がジャーナリストに必要な、根拠が希薄になっていたことは確かである。ジャーナリズム的行為を行う者は、マス・メディア企業の社員であろうとなかろうと、専門職同様の倫理学を必要とし、それに則った行動をしなければならない。ウォードは、その根拠を制度的実践という概念で説明したのである。もちろん、デジタル化による公共圏の汚染という問題意識と、それにどう対応するかに関するウォードの考察は、極めて興味深いし、意義深いものである。しかし、制度的実践という概念の提示は、ウォードのジャーナリズム倫理学で最も注目に値するものといえるのではないだろうか。

註

- (1) Ward, Stephen J. A. (2019) *Ethical Journalism in a Populist Age : The Democratically Engaged Journalist*, Lanham: Rowman & Littlefield.
- (2) Ward, Stephen, J. A. (2004) *The Invention of Journalism Ethics: The Path to Objectivity and Beyond*, Montreal & Kingston : McGill-Queen's University Press.
- (3) Ward, Stephen J. A., (2015a) *Radical Media Ethics: A Global Approach*, Chichester: Wiley Blackwell.
- (4) Christians, Clifford G., (2019) *Media Ethics and Global Justice in the Digital Age*, New York: Cambridge University Press. pp.126-131.
- (5) Ward, Stephen J. A., (2015a) op.cit., pp.9-10.
- (6) Ward, Stephen, J. A. (2015b) *The Invention of Journalism Ethics: The Path to Objectivity and Beyond*, 2nd ed. Montreal & Kingston : McGill-Queen's University Press. pp.24-25. 本論には最新の内容である第2版を使用した。
- (7) Ward, Stephen J. A. (2019) op.cit., p.4.
- (8) Ibid., p.17.
- (9) Ibid., pp.17-18.
- (10) Ibid., p.18.
- (11) Ibid., p.19.
- (12) Ibid., pp.22-23.
- (13) Ward, Stephen J. A. (2015a) op.cit., p.133.
- (14) Ibid., pp.133-134.
- (15) 新田孝彦 (2013)「第Ⅲ部 専門職倫理序論」『専門職倫理の統合的把握と再構築 研究成果報告書』(平成21年度～24年度 科学研究費補助金 基盤研究(B) (一般) 研究課題番号21320001研究代表 新田孝彦) 12頁。
- (16) Ward, Stephen J. A. (2015a) op.cit., pp.134-135.
- (17) fourth estate は聖職者、貴族、市民に次ぐ第四の身分あるいは階級という意味で使われた、とされているため第4階級という訳にした。日本では、ジャーナリズムが立法、司法、行政に次ぐ「第4権力」あるいは「第4の府」という言い方をする場合もあるが、estate にそのような意味はないので、本論では使用しなかった。しかし、ウォードは、ジャーナリズムが制度的実践に至る過程の説明で、As the power of the press grew in the 19th and 20th centuries, the idea that journalism was an institution of democracy became accepted. という言い方をしているので、ジャーナリズムを日本でいう第4権力や第4の府のようにとらえていると考えていいだろう。
- (18) Ward, Stephen J. A. (2015a) op.cit., pp.136-137.
- (19) Ibid., pp.137-138.
- (20) ウォードのデモクラシー論に関しては Ward, Stephen J. A. (2019) op.cit., pp.106-118. 参照。
- (21) Ibid., p.120.
- (22) Ibid., p.121.
- (23) Ibid., pp.124-125.
- (24) Ibid., pp.125-126.

- (25) Ward, Stephen, J. A. (2015b) op.cit., p.281.
- (26) Ibid., p.284.
- (27) Ibid., pp.293-294.
- (28) Ibid., pp.298-299.
- (29) Ibid., pp.299-301.
- (30) Ibid., pp.301-303.
- (31) Ibid., pp.306-307.
- (32) Ibid., pp.310-311.
- (33) Ibid., pp.313-315.
- (34) Ibid., pp.315-316
- (35) Ibid., pp.315-318.